七　インキ、染料、顔料、塗料、ラッカー又はワニス（以下「インキ等」という。）の製造、調合又は使用に伴い生ずる物（別表第三の四の項第一号に掲げる物を除く。）	A四〇七〇
八　爆発性を有する物（別表第三に掲げる物又は火薬類取締法（昭和二十五年法律第百四十九号）第二条に該当するものを除く。）	A四〇八〇
九　酸性又は塩基性の液体（別表第三の二の項第十二号に掲げる物を除く。）	A四〇九〇
十　ばい煙処理施設から生ずる物（別表第三の二の項第四号イに掲げる物を除く。）	A四一〇〇
十一　次のいずれかを含む物	
イ　ポリ塩化ジベンゾフラン類	A四一一〇
ロ　ポリ塩化ジベンゾジオキシン類	
十二　過酸化物を含む物	A四一二〇
十三　包装又は容器（別表第五又は別表第六に掲げる物のいずれかに該当するものに限る。）	A四一三〇
十四　化学薬品（不良品であるもの又は製造者が定める使用期間内に使用されていないものに限る。）を含む物（別表第五又は別表第六に掲げる物のいずれかに該当するものに限る。）	A四一四〇
十五　研究開発又は教育上の活動から生ずる同定されていない、又は新規の化学物質であって、人の健康又は生活環境に及ぼす影響が未知のもの	A四一五〇
十六　使用済みの活性炭（別表第三の二の項第六号に掲げる物を除く。）	A四一六〇

備考

1　この表に掲げる物には、別表第五又は別表第六に掲げる物のいずれにも該当しない物を含まないものとする。

2　下欄に掲げる符号は、条約附属書Ⅷの番号である。

別表第五

一　病院、診療所、介護保険法（平成九年法律第百二十三号）第八条第二十八項に規定する介護老人保健施設、同条第二十九項に規定する介護医療院、助産所若しくは獣医療法（平成四年法律第四十六号）第二条第二項に規定する診療施設における医療行為若しくは検査又は衛生検査所における検査から生ずる物	Y一
二　次に掲げる物	
イ　医薬品の製造又は輸入に伴い生ずる物	Y二
ロ　販売又は授与の目的で行う医薬品の調剤に伴い生ずる物	
三　廃医薬品	Y三
四　次に掲げる物	Y四
イ　駆除剤若しくは植物用薬剤の製造又はこれらの輸入に伴い生ずる物	
ロ　販売又は授与の目的で行う駆除剤又は植物用薬剤の調合に伴い生ずる物	
ハ　駆除剤若しくは植物用薬剤の販売又はこれらの使用に伴い生ずる物	
五　次に掲げる物	Y五
イ　木材保存用薬剤の製造又は輸入に伴い生ずる物	
ロ　販売又は授与の目的で行う木材保存用薬剤の調合に伴い生ずる物	
ハ　木材保存用薬剤の販売又は使用に伴い生ずる物	
六　次に掲げる物	Y六
イ　有機溶剤の製造又は輸入に伴い生ずる物	
ロ　販売又は授与の目的で行う有機溶剤の調合に伴い生ずる物	
ハ　有機溶剤の販売又は使用に伴い生ずる物	
七　当初に意図した使用に適しない鉱油	Y八
八　油と水若しくは炭化水素と水との混合物又は乳濁物	Y九
九　精製、蒸留又は熱分解処理に伴い生ずるタール状の残渣	Y一一
十　次に掲げる物	Y一二
イ　インキ等の製造又は輸入に伴い生ずる物	
ロ　販売又は授与の目的で行うインキ等の調合に伴い生ずる物	
ハ　インキ等の販売又は使用に伴い生ずる物	
十一　次に掲げる物	Y一三
イ　樹脂等の製造又は輸入に伴い生ずる物	
ロ　販売又は授与の目的で行う樹脂等の調合に伴い生ずる物	
ハ　樹脂等の販売又は使用に伴い生ずる物	
十二　次に掲げる施設における研究開発又は教育上の活動から生ずる同定されていない、又は新規の化学物質であって、人の健康及び生活環境に及ぼす影響が未知のもの	Y一四
イ　国又は地方公共団体の試験研究機関	
ロ　大学、短期大学若しくは高等専門学校又はその附属試験研究機関	
ハ　学術研究又は製品の製造若しくは技術の改良、考案若しくは発明に係る試験研究を行う試験研究所	
十三　爆発性を有する物（火薬類取締法第二条に該当するものを除く。）	Y一五
十四　次に掲げる物	Y一六
イ　感光乳剤、現像薬、定着薬、補力剤、減力剤、調色剤、洗浄剤その他の写真用化学薬品若しくは写真用の物品（以下「写真用化学薬品等」という。）の製造又はこれらの輸入に伴い生ずる物	
ロ　販売又は授与の目的で行う写真用化学薬品等の調合に伴い生ずる物	
ハ　写真用化学薬品等の販売又は使用に伴い生ずる物	
十五　金属又はプラスチックの表面処理に伴い生ずる物	Y一七
十六　事業活動に伴い生ずる物を用いた別表第一に掲げる処分作業に伴い生ずる物	Y一八

備考

1　この表に掲げる物には、第六号から第十一号まで、第十四号、第十五号又は第十六号に掲げる物であって、別表第七の中欄に掲げるいずれの試験においても当該試験の区分に応じ同表の下欄に掲げる性状を示すことのないものを含まないものとする。

2　下欄に掲げる符号は、条約附属書Ⅰの分類記号である。

別表第六

一　金属カルボニルを含む物であって次に掲げる物	Y一九
イ　鉄カルボニル、ニッケルカルボニル又はメチルシクロペンタジエニルマンガントリカルボニルを〇・一重量パーセント以上含む物	
ロ　イに掲げる金属カルボニル以外の金属カルボニルを含む物	
二　ベリリウム元素を〇・一重量パーセント以上含む物	Y二〇